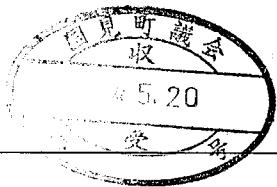


令和4年第2回国見町議会定例会一般質問通告一覧表

通告順位	質問事項	答弁者	通告者
1	振込（給付金等）の誤送信を防止するには 過疎町指定による「持続的発展市町村計画」策定の基本方針は	町長	佐藤定男
2	「認定こども園」及び国見学園構想について 当町の温暖化対策の取り組みについて	教育長 町長	山崎健吉
3	当町の人口減少・その問題と対策について 当町のインクルーシブ教育について	町長 教育長	宍戸武志
4	くにみ農業ビジネス訓練所の事業と今後の在り方について	町長	渡辺勝弘
5	特別障害者手当について 閉校後の校庭について	町長	浅野富男
6	新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染対策について 町民総合健診について	町長	小林聖治



令和4年5月20日
午(前)後8時39分受付

令和4年5月20日

一般質問通告書

国見町議会議長 東海林 一樹 様

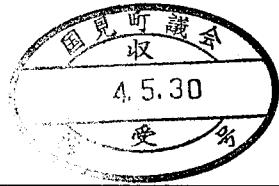
国見町議会議員 佐藤 定男



次の事項について質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項と要旨	答弁者
1. 振込（給付金等）の誤送信を防止するには 山口県阿武町において給付金の振込に際し、誤って一人の口座に全体の 総額（4630万）を振込んでしまい大きな問題となっている。普通考えられ ない特異な事案だが、自治体にとって給付金の振込は日常業務であり、誤送 信を防止するために改めて当町の振込手続についてお聞きします。 (1) 給付金等の振込はどのような手続きを経て行われるのか。 金融機関への振込内容の持ち込みの方法は何か。（FD、インターネッ ト、振込依頼書・・・） (2) 振込内容のチェック、受取人の口座番号、名前、金額等のチェックは 誰がするのか。 (3) 振込指定日までの期間、振込データの管理はどうしているか。	町長
2. 過疎町指定による「持続的発展市町村計画」策定の基本方針は 国見町は令和4年度の過疎町指定を受けた。これにより国の特別措置法に 沿って持続的発展計画を策定することとなるが基本方針をお聞きしたい。 (1) 過疎町は人口要件、財政要件によって指定されるとしているが、 国見町の指定されるに至った諸条件をお聞きしたい。 (2) 計画策定に当たって、何を一番の課題として取り組むのか伺う。	町長

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。



令和 4 年 5 月 30 日
午(前)後 10 時 37 分受付

令和 4 年 5 月 30 日

一般質問通告書

国見町議会議長 東海林 一樹 様

国見町議会議員 山崎 健吉



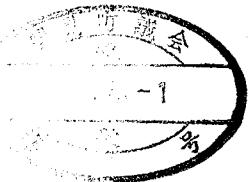
次の事項について質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項と要旨	答弁者
1、「認定こども園」及び国見学園構想について 当町は平成 24 年に、地区毎に存在した 4 小学校を少子化により統廃合し、 現在は、国見小学校のみとなっている。今後も当町の人口減少と共に、年少 人口も減少していくことと思う。教育委員会の資料によると幼稚園・小・中 学校の今年度の合計数は 581 名で、令和 8 年度では 429 名と 4 年間で 152 名 減少するとの報告がある。このことを踏まえ、当町の教育の場について伺う。	教育長
(1) 保育園・幼稚園を統廃合する「認定こども園」構想について、いつ頃、 どのように進めていくのか伺う。	
(2) 小学校・中学校を一体とした国見学園構想の取り組みと「認定こども園」 との関係について伺う。	
(3) 「認定こども園」と国見学園の具体的な進め方について伺う。	
(4) 個別施設計画 44 施設のうち教育関係施設はどの施設が対象か伺う。	
(5) 教育施設には用途廃止予定で避難場所も含まれているが災害等での 避難対応に支障がないか伺う。	

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。

質問事項と要旨	答弁者
2、当町の温暖化対策の取り組みについて	町長
地球温暖化対策として、気候変動問題に関する国際的な枠組み、いわゆる「パリ協定」で各国が排出削減に取り組むことを目的に2015年に採択されました。世界の平均気温上昇を今より1.5度以下に抑える努力目標です。	
これを踏まえて福島県は、2050年までに、温室効果ガスの排出をゼロにする脱炭社会の実現に向けてカーボンニュートラルの取り組みを始めている。報道によれば、温室効果ガス削減目標を2030年まで2013年比63%を目指すために具体的な数字で計画を掲げています。	
取り組みとしては、「産業」・「運輸」・「民生業務」・また一般家庭の「民生家庭」、ごみ削減に関する「廃棄物・その他」の5部門としています。	
以上を踏まえ、当町の取り組みについて伺います。	
(1) 温暖化対策についての具体的な削減目標について伺う。	
(2) 事業所及び学校施設での取り組みについて伺う。	
(3) 環境にやさしい生活を推進する取り組みについて伺う。	
(4) 当町の太陽光発電は全世帯の何パーセントを占めているのか伺う。	
(5) 当町の太陽光・風力・地熱発電等についての取り組みについて伺う。	
(6) 当町は「二酸化炭素の排出実質ゼロ表明」を行うのか伺う。	
以上	

※質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。



令和 4 年 6 月 1 日
午(前)後 10 時 42 分受付

令和 4 年 6 月 1 日

一般質問通告書

国見町議会議長 東海林 一樹 様

国見町議会議員 宍戸 武志

次の事項について質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項と要旨	答弁者
1. 当町の人口減少・その問題と対策について	町長
人口減少問題は我が国の問題でもある。総務省から 4 月 1 日現在、市町村の子ども（14 歳以下）の数と人口に占める割合が発表されました。当町は 7.8% で 59 市町村中 47 番目、県平均は 11.3% でした。愕然としました。	
(1) この数字について、どう考えているか。ちなみに 48 位以下は大半が原子力災害地域と山間部地域で占めている。いろいろ対策を打ってきたと考へるが人口減少への長期計画・対策に問題なかったかを伺う。	
(2) 人口減少の要因の中に、統計上「20~39 歳の女性人口」が取り上げられており、今後女性人口確保のため、地方間競争が激化すると、新聞の社説でも述べられている。当町の 20~39 歳女性は何人か。また、女性人口確保の取り組みの具体策について伺う。	
(3) 当町の場合、男女とも働く場がないのが一因と考えられるし、女性就業率が高いと出生率も高い傾向にある。原点に戻り産業誘致型方式を導入してはどうか。農業振興に異論はないが、都市計画を見直しバランスの取れた産業構造を再構築すべきと考えるがどうか。	
(4) 当町の人口減少の事実は数字となって表れている。現実を受け止め具体的に何をやっていくのか検討していくことが必要と考える。子どもの人口比率を県平均に押し上げる取り組みについて伺う。	

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。

質問事項と要旨	答弁者
2. 当町のインクルーシブ教育について	教育長
SDGs の目標 04 「質の高い教育をみんなに」学べる環境を整える必要があると謳われている。その一つにインクルーシブ教育も含まれる。インクルーシブ教育は障がいを持つ子どもへの新しい教育法であり、通常学級に在籍させ、障害のない子どもたちと同様に教育・指導することと定義されている。	
障がいのある子ども、ない子ども、ともに教育を受けることで「共生社会」の実現を目指す。	
(1) 当町では、障がいを持つ子どもたち（小中学生対象）は何人いるか。 そのうち何人当町で教育を受けているか。	
(2) 当町でのインクルーシブ教育の取り組み・推進・位置づけをお聞かせ願いたい。	
(3) 平成 19 年 4 月 1 日の学校教育法改正から特別支援教育体制の整備が進んでおり、当町でも校内委員会が設置されていると推察する。特別支援教育コーディネーターが機能し、校内委員会が実質的に機能していると考える。当町は小規模学級ならではのメリットを受けつつ、どのように発展させていくのか。	
(4) 発達障がいのある、なしにかかわらず、それぞれにとって最適な教育が地域密着で受けられること、子供たちも多様な価値観をお互いに認め合い、相互に尊重しあう態度を身に着けるのが理想的な教育と考える。今後、よりインクルーシブな教育推進について伺いたい。	
以上	

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。



令和4年6月1日
午前(後)3時52分受付

令和4年6月1日

一般質問通告書

国見町議会議長 東海林 一樹 様

国見町議会議員 渡辺 勝 弘 

次の事項について質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項と要旨	答弁者
1. くにみ農業ビジネス訓練所の事業と今後の在り方について (1) 平成29年度より事業を行っている「くにみ農業ビジネス訓練所」は 3年間は地方創生推進交付金で町の一般財源を軽減していたが、 令和2年度より一般財源投入が増加しています。訓練所となれば、 国及び県からの新たな補助金を申請すべきではないか。あるいは、 事業を継続するならば法人化も考えるべきと思うが。 (2) 基幹産業である農業の担い手の育成として、UJIターンの新規就農者 を育成する事業を展開しているが、UJIターンして農業を始める方は まだまだ少ない。そのためにも、情報を発信して事業内容を周知する べきではないか。 (3) 「稼げる農業」のビジネスモデルとして構築しているが、鉄骨ハウス でミニトマトを生産して、道の駅等での農産物収入となっているのでは 作っているだけで「稼げる農業」にはなっていないのではないか。 (4) 当町における、農業所得の高い果樹である「桃」の栽培も研修できる ようにするべきではないか。 (5) 稼げる農業者を育てるには、従来の果樹や野菜だけにこだわって、 農産物を生産する事だけでなく、今まで栽培していない農産物、そして 美味しい農産物を作れるのは、この訓練所ではないか。	町長

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。

質問事項と要旨	答弁者
(6) 農産物をつくることだけが農家の仕事ではなく、儲けられるビジネスを考えながら誰にも負けないものを作ることであり、高く買っていただく事であることから、経済学も学べる訓練所であるべきではないか。	
(7) UJI ターンの新規就農者を受け入れ、国見町に移住定住してもらうためには住居もセットで考え、空き家のリノベーション資金援助とか受け入れ体制をしっかり整えるべきではないか。	
(8) 移住定住の新規就農者の方々には、くにみの農業ビジネスモデルになって頂き、いずれは、ビジネス訓練所の講師になっていただく事が就農促進と担い手不足解消につながるのでないか。	

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。



令和4年6月3日
午前後8時30分受付

令和4年6月3日

一般質問通告書

国見町議会議長 東海林 一樹 様

国見町議会議員 浅野富男

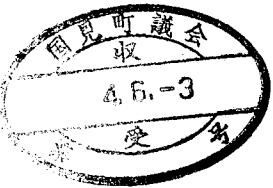


次の事項について質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項と要旨	答弁者
1. 特別障害者手当について 高齢化が進む中で体力の衰えにより生活援助、いわゆる介護が必要とされる方が増える状況にあると思う。また何らかの要因で身体に支障を抱えながらも生活している方もいる。一定の条件があるものこうした障害のある方々に対して特別障害者手当と言う制度がある。毎月約2万7千円が支給される国の制度である。この制度について尋ねたい。 (1) この制度は重度の障害者、その家族にとっては一助となるものと思っているが、どのような制度か。 (2) 現在当町でこの制度により受給されている方は何人か。 (3) 特別障害者については、どのように定められているか。 (4) 障害の認定はどの機関がどんな方法で行うのか (5) 障害の程度については、介護保険の要介護度4、5ともなると相当量の介助が必要となる。どのような扱いとなるか。 (6) この制度は申請制度とされている。知らなければ申請が出来ない。周知はどのような内容で行っているか。	町長
2. 閉校後の校庭について (1) 小学校の統廃合から10年が経過した。2校が閉校となつたが校舎	町長

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。



令和 4 年 6 月 3 日
午前 3 時 59 分受付

令和 4 年 6 月 3 日

一般質問通告書

国見町議会議長 東海林 一樹 様

国見町議会議員 小林 聖治



次の事項について質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項と要旨	答弁者
1. 新型コロナの感染拡大防止対策について	町長
(1) 前回、第 1 回定例会一般質問でも答弁をいただいたが、その後のオミクロン株 BA.2 への置き換わりにより、町の感染者はどのように変化したのか。	
(2) この変異株のコロナは、感染力が強い一方、重症化は少ないと聞いているが、その一方で、コロナ後遺症に苦しむ方もいると聞いている。町としては、このコロナ後遺症に対して、どのような認識で対応しているのか。	
(3) 私は、感染拡大防止には、保健所との連携は不可欠であると考えるが、町として、感染者にどのような支援をしてきたのか。	
(4) マスクの着用については、いろいろな議論があるが、町としての認識はどのように考えているのか。	
(5) コロナワクチンの 4 回目の接種について、接種対象者が 60 歳以上と基礎疾患や重症化リスクの高い方々となっているが、どのような準備状況となっているのか。	
(6) 4 回目のワクチン接種においては、ファイザーとモデルナのワクチンは、どのような配分で行われるのか。	
(7) ワクチンの期限切れによる大量廃棄が問題になっているが、国見町に	

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。

※ 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。記載外については質問できません。